

災害時等における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領の見直しについて

1. 石油コンビナート等防災本部の位置付け及び災害対策本部との違い

○石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等災害防止法（石災法）に基づき特別防災区域の所在する都道府県に常設され、特別防災区域の災害防止に係る業務を行っており、千葉県では、消防課内に常設している。

石油コンビナート等防災本部の非常配備体制は、震度 5 強以上の地震発生などで自動的に配備される場合と特別防災区域内で災害が発生し対処困難と本部長が認めたときに敷くもので、現在、県庁内 17 課で事務局を掌ることになっている。

○災害対策本部

災害対策基本法に基づき洪水、地震、火災等の災害が発生若しくはそのおそれがあり、防災の推進を図る必要があるときに都道府県又は市町村に設置するもので、非常時の際の臨時の機関である。

災害対策本部の配備体制は、県内に大規模な災害が発生した場合で本部長が必要と認めたときに配備するもので、県職員全員を動員し、県の機能すべてをあげて災害に対処するものである。

2. 防災本部事務局体制の見直しについて

現行における防災本部事務局の体制は、事故災害の場合「災害時等における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領」により編成されているが、災害対策本部併設時は、災害対策本部事務局編成表によることとされている。

東北地方太平洋沖地震では、千葉市中央区及び美浜区で震度 5 強を観測し、防災本部非常第二配備体制を県災害対策本部と併設で自動配備した。

これらの経験及び反省を踏まえ、災害対応が機動的に実施できるよう防災本部事務局班別編成等の見直しを行いたい。

※ 見直し後の班別編成（案）

- 指揮班 消防課 2 名、保安課 2 名
- 情報班 消防課 4 名、保安課 2 名
- 広報渉外班 消防課 2 名
- 現地派遣班 消防課 2 名、保安課 2 名
- 通信班 消防課 4 名（災害対策本部の通信班と兼務）
- 庶務班 消防課 2 名（災害対策本部の庶務班と兼務）
- 本部連絡班 各課（保安課及び消防課を除く 15 課）2 名の連絡員は、原則として執務場所で待機とし、指揮班からの指示により参集等を行う。（夜間・休日等は連絡体制を維持しながら通常待機）

なお、防災危機管理課の連絡員は、災害対策本部の業務を優先する。

災害時等における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領 新旧対照表

修正案

(目的)

第1条 この要領は、千葉県石油コンビナート等防災本部条例第5条の規定により、災害時等における防災本部の運営等について必要な事項を定め、災害応急対策等の円滑かつ迅速な推進を図る。

(配備体制)

第2条 災害時等における防災本部の配備体制は次のとおりとする。

- 一 非常第一配備体制
- 二 非常第二配備体制

2 次の場合に、非常第一配備体制をとる。

- 一 石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めた場合
- 二 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合

3 次の場合に、非常第二配備体制をとる。

- 一 前項の配備体制では対処困難と本部長が認めた場合
- 二 石油コンビナート等災害防止法第29条第1項の規定による石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置した場合
- 三 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定による警戒宣言が発令された場合
- 四 特別防災区域が所在する市~~区~~が気象庁発表震度で震度5強以上の場合
- 五 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に大津波の津波警報を発表した場合

4 前2項は県庁内に配備するものとし、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき解除する。

(本部員の参集)

第3条 本部員は、前条に規定する配備体制がとられたとき、本部長の指示のもとに各所属で防御活動等を指揮し本部長が必要と認めるときは、所定の場所に参集するものとする。

この場合、やむを得ない事情が生じたときは、その代理者を充てることができる。

(事務局の体制)

第4条 第2条第1項に規定する配備体制がとられた場合、防災本部事務局の分掌事務は別表1に、班別編成は別表2に掲げるとおりとする。

(現地本部の設置)

第5条 本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に総合的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときに、現地本部を設置することができる。

2 現地本部は、原則として当該災害が発生した特別防災区域を所轄する市庁舎に設置する。ただし、防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所に設置することができる。

3 現地本部は、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき、廃止する。

4 現地本部の設置基準は、別表3に掲げるとおりとする。

(現地本部の組織)

第6条 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置くとともに、現地本部の運営を円滑に実施するため事務局を置く。

2 現地本部長は、当該災害の発生場所、地理的条件、影響範囲等を考慮し、当該区域の市長を本部長が指名する。

3 現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。この場合、やむを得ない事情が生じたときは、その代理者を充てることができる。

現行

(目的)

第1条 この要領は、千葉県石油コンビナート等防災本部条例第5条の規定により、災害時等における防災本部の運営等について必要な事項を定め、災害応急対策等の円滑かつ迅速な推進を図る。

(配備体制)

第2条 災害時等における防災本部の配備体制は次のとおりとする。

一 非常第一配備体制

二 非常第二配備体制

2 次の場合に、非常第一配備体制をとる。

一 石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めた場合

二 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合

3 次の場合に、非常第二配備体制をとる。

一 前項の配備体制では対処困難と本部長が認めた場合

二 石油コンビナート等災害防止法第29条第1項の規定による石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）を設置した場合

三 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定による警戒宣言が発令された場合

四 特別防災区域が所在する市_レが気象庁発表震度で震度5強以上の場合

五 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に大津波の津波警報を発表した場合

4 前2項は県庁内に配備するものとし、事態が終息したと本部長が認めるとき解除する。

(本部員の参集)

第3条 本部員は、前条に規定する配備体制がとられたとき、本部長の指示のもとに各所属で防御活動等を指揮し本部長が必要と認めたときは、所定の場所に参集するものとする。

この場合、やむを得ない事情が生じたときは、その代理者を充てることができる。

(事務局の体制)

第4条 第2条第1項に規定する配備体制がとられた場合、防災本部事務局の分掌事務は別表1に、班別編成は別表2に掲げるとおりとする。

(現地本部の設置)

第5条 本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に総合的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときに、現地本部を設置することができる。

2 現地本部は_レ当該災害が発生した特別防災区域を所轄する市庁舎に設置し、事態が終息したと本部長が認めるとき、廃止する。

3 現地本部の設置基準は、別表3に掲げるとおりとする。

(現地本部の組織)

第6条 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置くとともに、現地本部の運営を円滑に実施するため事務局を置く。

2 現地本部長は、当該災害の発生場所、地理的条件、影響範囲等を考慮し、当該区域の市長を本部長が指名する。

3 現地本部員は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。この場合、やむを得ない事情が生じたときは、その代理者を充てることができる。

修正案

4 現地本部長は、必要に応じ、関係特定事業所長及び共同防災組織管理者等の現地本部への参加を求めることができる。

(現地本部事務局の体制)

第7条 現地本部事務局は現地本部長・現地本部員所属職員、防災本部事務局員、当該市及び消防職員で構成し事務局活動の迅速かつ円滑を期することとする。

また、事務局の分掌事務及び構成機関については別表4に掲げるとおりとする。

(県・市災害対策本部との関係)

第8条 防災本部が非常第二配備体制をとっているとき及び現地本部設置時に、県、市災害対策本部が設置された場合は、当該災害対策本部と緊密な連携を図るとともに統一的に対応する。

附 則

この運営要領は昭和56年7月17日から施行する。

この運営要領は平成8年4月1日から施行する。

この運営要領は平成11年4月1日から施行する。

この運営要領は平成12年4月1日から施行する。

この運営要領は平成13年4月1日から施行する。

この運営要領は平成14年4月1日から施行する。

この運営要領は平成15年4月1日から施行する。

この運営要領は平成16年1月5日から施行する。

この運営要領は平成16年4月1日から施行する。

この運営要領は平成20年4月1日から施行する。

この運営要領は平成23年4月1日から施行する。

この運営要領は平成24年3月 日から施行する。

別表1 防災本部事務局の分掌事務 (第4条第1項関係)

区分	分 掌 事 務	区分	分 掌 事 務
指揮班	調整・指揮等に関する事。 他の機関の出動要請に関する事。 県災害対策本部との調整に関する事。 他の班に属さないこと。	通信班	防災行政無線の運用に関する事。 衛星移動車の運用に関する事。
情報班	災害情報の収集、消防活動状況に関する事。 居住地域への影響に関する事。 記録統計に関する事。	庶務班	事務局の庶務に関する事。
広報渉外班	災害広報に関する事。 災害報告書等の作成に関する事。	本部連絡班	本部員・幹事への連絡に関する事。 本部事務局と各課との連絡・調整に関する事。
現地派遣班	現地状況の把握及び防災本部への報告に関する事。 防災関係機関相互の調整に関する事。 現地本部の設置に関する事。		

備考 現地派遣班は、現地本部設置後その業務を現地本部に移し廃止する。

現行

4 現地本部長は、必要に応じ、関係特定事業所長及び共同防災組織管理者等の現地本部への参加を求めることができる。

(現地本部事務局の体制)

第7条 現地本部事務局は現地本部長・現地本部員所属職員、防災本部事務局員、当該市及び消防職員で構成し事務局活動の迅速かつ円滑を期することとする。

また、事務局の分掌事務及び構成機関については別表4に掲げるとおりとする。

(県・市災害対策本部との関係)

第8条 防災本部が非常第二配備体制をとっているとき及び現地本部設置時に、県、市災害対策本部が設置された場合は、当該災害対策本部と緊密な連携を図るとともに統一的に対応する。

附 則

この運営要領は昭和56年7月17日から施行する。

この運営要領は平成8年4月1日から施行する。

この運営要領は平成11年4月1日から施行する。

この運営要領は平成12年4月1日から施行する。

この運営要領は平成13年4月1日から施行する。

この運営要領は平成14年4月1日から施行する。

この運営要領は平成15年4月1日から施行する。

この運営要領は平成16年1月5日から施行する。

この運営要領は平成16年4月1日から施行する。

この運営要領は平成20年4月1日から施行する。

この運営要領は平成23年4月1日から施行する。

別表1 防災本部事務局の分掌事務（第4条第1項関係）

区分	分 掌 事 務	区分	分 掌 事 務
指揮班	調整・指揮等に関する事 他の機関の出動要請に関する事 県災害対策本部との調整に関する事 他の班に属さないこと。	通信班	防災行政無線の運用に関する事 衛星移動車の運用に関する事。
情報班	災害情報の収集、消防活動状況に関する事 居住地域への影響に関する事 記録統計に関する事。	庶務班	事務局の庶務に関する事。
広報渉外班	災害広報に関する事 災害報告書等の作成に関する事。	本部連絡班	本部員・幹事への連絡に関する事 本部事務局と各課との連絡・調整に関する事。
現地派遣班	現地状況の把握及び防災本部への報告に関する事 防災関係機関相互の調整に関する事 現地本部の設置に関する事。		

備考 現地派遣班は、現地本部設置後その業務を現地本部に移し廃止する。

災害時等における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領 新旧対照表

修正案

別表2 防災本部事務局の班別編成（第4条第1項関係）

災害時等における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領別表1に定める災害時等における班別の要員数及び構成機関は次のとおりとする。

班名	構成機関	要員	班名	構成機関	要員
指揮班	県防災危機管理監消防課 〃 商工労働部保安課	2 2	通信班	県防災危機管理監消防課	4
	小 計	<u>4</u>			
情報班	県防災危機管理監消防課 <u>〃 商工労働部保安課</u>	<u>4</u> <u>2</u>	本部連絡班	県総務部総務課	2
	小 計	<u>6</u>		〃 健康福祉部医療整備課	2
広報渉外班	県防災危機管理監消防課	<u>2</u>		〃 〃 薬務課	2
				〃 環境生活部環境政策課	2
現地派遣班	千葉労働局 県防災危機管理監消防課 〃 商工労働部保安課 〃 警察本部 地元消防（局）本部 発災事業所 その他特に関係する機関	2 2 2 2 2 2 2		〃 〃 大気保全課	2
				〃 〃 水質保全課	2
				〃 商工労働部産業振興課	2
				〃 農業水産部水産局水産課	2
				〃 〃 漁業資源課	2
				〃 県土整備部県土整備政策課	2
			〃 〃 港湾課	2	
			<u>〃 防災危機管理監防災危機管理課</u>	<u>2</u>	
			〃 水道局技術部計画課	2	
			〃 〃 企業庁管理・工業用水部施設設備課	2	
	小 計	30			
			庶務班	県防災危機管理監消防課	2
	小 計（県のみ）	4		総 計	<u>52</u>

備考 1 現地派遣班以外の事務局職員は原則として県職員とするが、必要に応じて本部長は他の防災関係機関から事務局職員を指名する。

なお、非常第1配備体制にあっては、県防災危機管理監消防課で対処するものとする。

2 現地派遣班の県職員は、指揮班から現地派遣の指示があるまでの間は情報班を応援するものとする。

3 本部連絡班は、指揮班から参集等の指示があるまでの間は連絡体制を維持しながら待機するものとする。

4 各要員は、指揮班の指示により相互に応援し合うものとする。

災害時等における千葉県石油コンビナート等防災本部運営要領 新旧対照表

修正案

別表3 現地本部設置基準（第5条第3項関係）

区分	状 況
自然災害	1 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定による警戒宣言が発令された場合 2 特別防災区域所在市区において、気象庁発表震度が震度5強以上の場合 3 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に大津波の津波警報を発表した場合
事故災害	1 特定事業所において異常現象が発生し、当該事業所若しくは共同防災組織又は当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合 2 特定事業所において異常現象が発生し、災害規模の拡大の恐れがある場合 3 特定事業所の周辺に災害が発生し、当該事業所に災害が拡大するおそれがある場合

別表4 現地本部事務局の分掌事務及び構成機関（第7条関係）

区分	分 掌 事 務	構 成 機 関
現地指揮班	各班の連絡調整に関する事。 防災本部への報告、要請に関する事。 他の班に属しないこと。	防災本部事務局 地元市 地元消防（局）本部 千葉労働局 県警察本部 その他特に関係する機関
現地情報班	災害情報の収集に関する事。 消防活動状況に関する事。 住居地域への影響に関する事。	地元消防（局）本部 地元市 その他特に関係する機関
現地広報班	現場及び付近住民に対する広報、避難勧告、指示に関する事。 関係機関に対する広報に関する事。	地元市 地元警察署 地元消防（局）本部 その他特に関係する機関
現地調査班	事故原因の調査に関する事。	防災本部事務局 県警察本部 千葉労働局 地元消防（局）本部 その他特に関係する機関
現地庶務班	現地本部の庶務に関する事。 現地本部会議の事務に関する事。 現地本部の運営記録に関する事。	地元市 地元消防（局）本部

備考 各班長は災害の態様に応じ、現地本部長が指名する。

現行

別表3 現地本部設置基準（第5条第3項関係）

区分	状 況
自然災害	1 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定による警戒宣言が発令された場合 2 特別防災区域所在市__において、気象庁発表震度が震度5強以上の場合 3 気象庁が津波予報区の東京湾内湾に大津波の津波警報を発表した場合
事故災害	1 特定事業所において異常現象が発生し、当該事業所若しくは共同防災組織又は当該事業所を管轄する消防機関では対応が困難な場合 2 特定事業所において異常現象が発生し、災害規模の拡大の恐れがある場合 3 特定事業所の周辺に災害が発生し、当該事業所に災害が拡大するおそれがある場合

別表4 現地本部事務局の分掌事務及び構成機関（第7条関係）

区分	分 掌 事 務	構 成 機 関
現地指揮班	各班の連絡調整に関すること。 防災本部への報告、要請に関すること。 他の班に属しないこと。	防災本部事務局 地元市（総務担当部局） 地元消防（局）本部 千葉労働局 県警察本部 その他特に関係する機関
現地情報班	災害情報の収集に関すること。 消防活動状況に関すること。 住居地域への影響に関すること。	地元消防（局）本部 地元市（企画担当部局、総務担当部局、 環境担当部局） その他特に関係する機関
現地広報班	現場及び付近住民に対する広報、避難勧告、指示に関すること。 関係機関に対する広報に関すること。	地元市（広報担当部局、都市計画担当部局、 教育委員会） 地元警察署 地元消防（局）本部 その他特に関係する機関
現地調査班	事故原因の調査に関すること。	防災本部事務局 県警察本部 千葉労働局 地元消防（局）本部 その他特に関係する機関
現地庶務班	現地本部の庶務に関すること。 現地本部会議の事務に関すること。 現地本部の運営記録に関すること。	地元市（総務担当部局） 地元消防（局）本部

備考 各班長は災害の態様に応じ、現地本部長が指名する。